

問い合わせ先
内閣府国民生活局消費者企画課
川崎、小菅、山田
03 - 3581 - 9095

国民生活審議会第21回消費者政策部会議事要旨

1. 日 時 平成15年5月28日(水) 14:00~15:10

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室

3. 出席者

(審議会)

落合部会長、浅岡委員、有馬委員、岩田委員、浦川委員、大羽委員、加藤委員、高委員、田中委員、高橋委員、鍋嶋委員、野村委員、宮部委員、山中委員

(事務局)

永谷国民生活局長、田口官房審議官、河官房審議官、中村消費者企画課長、幸田消費者調整課長、七尾国際室長 ほか

4. 概要

事務局より資料1「21世紀型の消費者政策の在り方について」最終報告(案)について、説明がなされた後、大要以下の議論が行われた。

- ・ 消費者教育に関して3点指摘させてもらいたい。

消費者教育の機会の充実のため、小・中・高等学校において消費者教育をカリキュラム化し、担当教員も明確に位置付ける必要がある。また、学校における消費者教育の全国共通化を図ってほしい。

18歳以上を全て社会人として一括りにしてよいのか。高等教育機関での消費者教育も検討すべきではないか。一番トラブルに遭っている若者への消費者教育の必要性が読める書きぶりにしてほしい。

消費者教育に関する情報を集約し、効率的に提供するリソースセンターは、「機能強化」に止まらず拡充と記述すべきである。

御指摘の点は、趣旨として盛り込んでいるつもりである。報告書の内容を具体化するに当たって充分考慮して作業を進めたい。

- ・ 43頁の脚注において、連邦量刑ガイドラインが1987年に制定されたように書かれている。個人に対してのガイドラインは確かにそのとおりだが、組織に関する連邦量刑ガイドラインは1989年に制定されている。

確認の上、所要の修正を行いたい。

- ・ 小さな政府が求められる中、事後チェックの役割を全て政府が負うのは無理。民事ルールによって解決を図ることが重要になってくると思う。そのため、消費者団体の訴訟費用などを支援するためにも消費者信託基金の設立を望む。

この部会は団体訴権に絞った議論の場ではなく、広い視野に立って 21 世紀にふさわしい消費者政策について議論をしてきたので、十分に検討できなかった点はあったと思う。これからの議論として承っておきたい。

- ・ 消費者トラブルが多くなった理由として、消費者の意識が高まったことも挙げられるのではないかと。また、21 世紀のあるべき消費者像が書かれていないので、そこをしっかりと書き込んでどうか。

消費者トラブルが増加した理由は消費者の意識の高まりだけではないのではないかと。21 世紀のあるべき消費者像については、9 頁「消費者の位置付けの転換 - 保護から自立へ - 」に記載されているのではないかと。権利ばかり主張して責任をとらないという存在として消費者を捉えているのではないとの前提で、9 頁は書かれていると認識している。

- ・ 消費者行政の体制として省庁再編成も必要ではないかと。
 - 一元化した機関を有するべきという意見と、消費者行政は広範にわたるので、一元化することは難しいとの意見もあった。そのため、各省間の連携も含め、各省が消費者を重視した政策運営を行うという部分を書き加え、企画・立案・調整及び推進する機能を強化するという方向で本報告書をまとめている。
- ・ 家庭教育の重要性に関して、もう少し強調した書きぶりをお願いしたい。
 - 家庭教育については重要な論点ではあるが、行政が家庭の教育にどこまで介入すべきかが問題。学校教育や社会人教育とは異なった困難があると思う。そのため、原案以上に踏み込んだ形で書き込むのは難しいのではないかと。
- ・ 「おわりに」において、「21 世紀にふさわしい消費者政策のグランドデザインを提示した」とあるが、21 世紀と一口に言っても、今後まだ 100 年もの長さがあり、その社会状況の変化などは予測がつかない。21 世紀はどのように変化していくのか分からないが上手く対応していくという趣旨に書き直すことはできないかと。
- ・ 消費者信託基金の必要性については、今後、消費者団体訴訟制度の実効性確保の在り方について検討する際に併せて検討すべきである。
- ・ 本報告書については、新しい消費者政策が実効性を有するものとなると期待したい。消費者の位置付けを自立した主体にするということは、決して消費者を突き放すものではないということを確認しておいてもらいたい。
- ・ 公益通報者保護制度については、制度の対象とならない通報に関する記述の位置を変えてもらったことにより、この報告書の趣旨がより誤解のないものになると期待する。
- ・ 本報告書は、委員の意見が取り入れられ、全体としてよい出来になっていると思う。行政による環境整備の上に立って消費者の権利を確立する、ということ声を大にして言うことは非常に重要なことだと考える。今後は、本報告書の提言の内容をどう具体化していくかを明らかにする必要がある。次期国生審では、これらの問題をどのように取り扱うのか。

本報告書を踏まえ、今後、その内容の具体化に努力していきたい。公益通報者保護制度に関しては、関係方面と必要な調整を行い法制化の準備を進め、できるだけ早い時期に法案を国会に提出したいと考えている。また、消費者保護基本法の見直しにも具体的に取り組んでいきたい。本報告書で提言された内容を政府としてどう受けとめ、どのように具体化していくかという点については、消費者保護会議の場を活用することも含め具体的に検討していきたい。次期国生審については、改選後の総会の初会合で今後の検討事項を決定いただくこととなるが、事務局としては、本報告書の具体化について、何らかの形で、報告したいと考えている。

- ・ 消費者行政の一元化について、明確にならなかったのは残念だが、消費者保護会議の在り方について見直されることなどを通じ、消費者行政が一元化すると期待している。この報告書の副題として「消費者、生活者重視の社会の実現のために」と付け加えてほしい。また、公益通報者保護制度については、パブリックコメントを行うなど、世論の動向等を踏まえ検討していただきたい。
- ・ 本文の中に副題の「消費者、生活者重視の社会の実現のために」という趣旨は含まれていると思うので、あえて副題を付け加える必要は無いのではないかと。

これらの議論を受け、本報告書原案について、副題はつけないこととし、また所要の修文を部会長に一任した上で、当部会として了承することとされた。

最終報告書は(<http://www.consumer.go.jp/info/shingikai/bukai21/hokokusyo.pdf>)にて掲載。

以 上

この議事要旨は暫定版であり、修正されることがあり得る。